

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>今回の改正は、健康保険法の改正による、被保険者記号・番号の告知要求制限をふまえたものということだが、なぜ介護保険の被保険者証の記号番号のみ従来と同様の対応とされているのか。</p>	<p>今回の貸金業法施行規則の改正は、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」により、国民健康保険、健康保険、船員保険等の被保険者等記号・番号等について、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることが及び業としてデータベースを構成することが禁止されたことを踏まえたものです。</p>
2	<p>貸金業法施行規則第30条の13第1項第7号の「又は同令第七条第一号ハに掲げる書類のうち介護保険の被保険者証」とある部分について、介護保険の被保険者証の記号番号も個人信用情報から除外すべきと考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>① 資金需要者等の個人情報保護の観点で、健康保険等の被保険者証の記号番号と、介護保険の被保険者証の記号番号を異なる取扱いをする理由はないこと。</p> <p>② また、介護保険の被保険者証の記号番号のみ個人信用情報として残すことが、指定信用情報機関における資金需要者等の債務の紐付けに資する効果は、極めて限定的と考えられること。</p> <p>③ 一方で、介護保険の被保険者証の記号番号のみ個人信用情報として残ることにより、貸金業者は、被保険者証の提出を受けたとき、健康保険等か介護保険かを見分け、介護保険の場合のみ指定信用情報機関へ提供する必要が生じ、仮にこれを誤ると法令違反が生じるリスクがあることから、貸金業者に過度の負担を強いるものであること。</p>	<p>介護保険法については、同様の措置が講じられていないことから、今回の貸金業法施行規則の改正の対象としてはおりませんが、介護保険の被保険者証の番号の利用実態やその取扱いに関する動向を踏まえ、今後検討してまいります。</p>